

改 正 案	現 行
<p>(定期借地権) 第二十二條 (略)</p> <p>2 前項前段の特約がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十八條第二項及び第三十九條第三項において同じ。）によつてされたときは、その特約は、書面によつてされたものとみなして、前項後段の規定を適用する。</p> <p>(定期建物賃貸借) 第三十八條 (略)</p> <p>2 前項の規定による建物の賃貸借の契約がその内容を記録した電磁的記録によつてされたときは、その契約は、書面によつてされたものとみなして、同項の規定を適用する。</p> <p>3 第一項の規定による建物の賃貸借をしようとするときは、建物の賃貸人は、あらかじめ、建物の賃借人に対し、同項の規定による建物の賃貸借は契約の更新がなく、期間の満了により当該建物の賃貸借は終了することについて、その旨を記載した書面を交付して説明しなければなら</p>	<p>(定期借地権) 第二十二條 (略) (新設)</p> <p>2 前項の規定による建物の賃貸借をしようとするときは、建物の賃貸人は、あらかじめ、建物の賃借人に対し、同項の規定による建物の賃貸借は契約の更新がなく、期間の満了により当該建物の賃貸借は終了することについて、その旨を記載した書面を交付して説明しなければなら</p> <p>(定期建物賃貸借) 第三十八條 (略) (新設)</p>

い。

4| 建物の賃貸人は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、建物の賃借人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該建物の賃貸人は、当該書面を交付したものとみなす。

5| 建物の賃貸人が第三項の規定による説明をしなかつたときは、契約の更新がないこととする旨の定めは、無効とする。

6| 9| (略)

(取壊し予定の建物の賃貸借)

第三十九条 (略)

2 (略)

3| 第一項の特約がその内容及び前項に規定する事由を記録した電磁的記録によってされたときは、その特約は、同項の書面によってされたものとみなして、同項の規定を適用する。

い。

(新設)

3| 建物の賃貸人が前項の規定による説明をしなかつたときは、契約の更新がないこととする旨の定めは、無効とする。

4| 7| (略)

(取壊し予定の建物の賃貸借)

第三十九条 (略)

2 (略)

(新設)

○ 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）（抄）（第五十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（被災地短期借地権） 第七条（略） 2・3（略）</p> <p>4 第一項の定めがある借地権の設定を目的とする契約がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によつてされたときは、その契約は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。</p>	<p>（被災地短期借地権） 第七条（略） 2・3（略） （新設）</p>